

山辺・県北西部広域環境衛生組合
新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書（案）

平成30年3月

山辺・県北西部広域環境衛生組合
新ごみ処理施設整備検討委員会

目 次

はじめに	1
1. 施設規模の設定	2
2. 炉数の設定	6
3. 計画ごみ質の設定	7
4. 新焼却施設のごみ処理方式の抽出について	9
5. 新焼却施設における排ガスの自主基準値（環境保全基準）について	13
6. 煙突の高さについて	17
7. 新焼却施設における余熱利用施設の整備及び維持管理について	21
8. 新粗大・リサイクル施設における高速回転式破砕機について	22
9. 新粗大・リサイクル施設におけるVOC（揮発性有機化合物）対策について	23
10. 建築物等の耐震対策について	25
■ 諮問書	28
■ 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱	29
■ 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会名簿	31
■ 新ごみ処理施設整備検討委員会開催スケジュール	32

はじめに

平成 29 年3 月に山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）において、7つの施設整備基本方針※を定め「新ごみ処理施設整備基本計画」が策定されました。この基本方針に基づく施設を整備するにあたり、新施設の基本仕様（施設規模、環境保全基準、処理設備、啓発施設、煙突の高さ、発電効率等）について取りまとめるため、学識経験者、地域住民代表者及び公募によって選ばれた市民委員等で構成される「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会」（以下「委員会」という。）が設置されました。委員会では、組合管理者より諮問を受け、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）を取りまとめました。

なお、諮問にある「2. 新施設の建設及び運営に関する事業手法」については、費用対効果等を検討することになるため組合において決定されることといたします。

基本仕様書は、委員会の検討結果をとりまとめとして答申するもので、最終的な意思決定者である組合管理者が、委員会の議論の趣旨を踏まえ、十分に考慮していただき、適切に判断していただきますよう期待する次第です。

最後に、一連の検討結果を導き出すために努力いただいた委員各位に感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合
新ごみ処理施設整備検討委員会
委員長 渡辺 信久

※施設整備基本方針

新焼却施設及び新粗大・リサイクル施設の整備における基本方針については、近年の処理技術の向上を最大限に取り入れ、周辺地域との調和・共生を重視し、可能な限り地域還元を図るとともに、周辺住民が安心できる施設整備を目指すこととする。新焼却施設及び新粗大・リサイクル施設の整備にあたっては、以下に示す7つを基本方針とする。

【新焼却施設及び新粗大・リサイクル施設の整備における基本方針】

- I 環境にやさしい施設
- II 安全性・安定性に優れた施設
- III 循環型社会に寄与する施設
- IV 周辺地域との共生の取れる施設
- V 環境教育の起点となる施設
- VI 防災機能に優れた施設
- VII 経済性に優れた施設

1. 施設規模の設定

(1) 計画目標年度の設定

新焼却施設及び新粗大・リサイクル施設は、平成36年2月の供用開始を目標としていることから、検討対象の初年度を平成36年度とし、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成28年12月）」（以下「ごみ処理基本計画」という。）より、平成36年度から7年間の間では、平成36年度の処理量が最大となることから、計画目標年次は平成36年度と設定します。

(2) 災害廃棄物及び広域支援の受入れ

環境省は、公共の廃棄物処理施設を通常の廃棄物処理に加えて災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設を整備することで、災害時にも対応できる体制を構築することが重要としています。また、新焼却施設については「循環型社会形成推進交付金制度」の「エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付率1/2」の適用を受ける方針としていますが、交付要件として「災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること」といった要件が設定されています。

このことから、災害廃棄物を見込んだ施設規模とすることに加え、相互支援協力に必要な広域支援の受入れも勘案し、平時の計画年間処理量の10%相当を災害廃棄物及び広域支援の受入れ分とします。

(3) 新焼却施設規模の設定及び算定

計画年間処理量は、ごみ処理基本計画に基づいて平成36年度の年間ごみ処理量から表1-1に示すとおり設定し、焼却施設規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版（公益社団法人 全国都市清掃会議）」（以下「計画・設計要領」という。）により設定します。

表1-1：焼却施設の年間計画ごみ処理量

品目	年間ごみ処理量 (t/年)
可燃ごみ(焼却施設への搬入分) (A)	66,586
残渣等(粗大ごみの可燃分など) (B)	2,725
平時の年間ごみ処理量 (可燃ごみ+残渣等) (C)=(A)+(B)	69,311
災害廃棄物・広域支援の受入れ (平時の年間ごみ処理量×10%) (D)=(C)×0.1	6,931
計画年間処理量 (平時の年間ごみ処理量+災害等) (C)+(D)	76,242

施設規模は「計画・設計要領」より次式で算出されます。

$$\text{施設規模} = (\text{計画年間日平均処理量}) \div (\text{実稼働率}) \div (\text{調整稼働率})$$

- ・実稼働率：補修整備期間等によって、稼働休止日数は85日程度となるため、年間実稼働日数は280日間となる。このときの実稼働率は $280日 \div 365日 = 0.767$ 。
- ・稼働休止日数：整備補修期間30日＋補修点検15日×2回＋全停止期間7日＋(起動に要する日数3日×3回)＋(停止に要する日数3日×3回)＝85日程度。
- ・調整稼働率：ごみ処理施設が、正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が停止することを考慮した係数として0.96。

施設規模は、前述の算定式により、以下のように算出されます。

$$\begin{aligned}
 & \text{計画年間日平均処理量} \\
 & = 76,242 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} = 208.9 \text{ t/日} \\
 & \text{施設規模} \\
 & = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\
 & = 208.9 \text{ t/日} \div 0.767 \div 0.96 \\
 & = 283.7 \text{ t/日} \div \underline{284 \text{ t/日 (焼却施設規模)}}
 \end{aligned}$$

[専門部会で出された意見]

委員：年間計画ごみ処理量の中に、参加市町村内から発生する「大和川河川敷」等における草の処分量がすべて入っていないのは問題があるのではないか。

事務局：調査した結果、年間約300tになることが判明した。ただし、300tの数値については、年間処理量と比較して約0.4パーセントであること、災害廃棄物等の受け入れ量(6,931t)の約20分の1程度のため、ピットの受け入れ量で調整できる量であることにより、施設規模を変更する必要は無いと考えます。

(4) 新粗大・リサイクル施設規模の設定及び算定

新粗大・リサイクル施設では、可燃ごみ以外のごみを処理対象としていますが、「紙類」、「古着」、「小型家電」、「有害ごみ」については、貯留設備のみの整備となるため、施設規模算出の対象としていません。

計画年間処理量は、ごみ処理基本計画に基づいて平成36年度の年間ごみ処理量から表1-2に示すとおり設定しました。なお、構成市町村による資源化等を推進するため表1-4のとおり10市町村による分別区分を統一しています。

表1-2 粗大・リサイクル施設の計画年間ごみ処理量

品目	年間ごみ処理量 (t/年)
不燃ごみ	1,904
粗大ごみ	941
プラスチック製容器包装	830
ペットボトル	247
びん	629
カン	304
計画年間ごみ処理量	4,855

施設規模は「計画・設計要領」より次式で算出されます。

$$\text{施設規模} = (\text{計画年間日平均処理量}) \times (\text{変動係数}) \div (\text{実稼働率})$$

- ・変動係数：変動係数とは収集量の季節変動を表し、各月の収集量の実績を年間月平均収集量の実績で除した値の最大値を表す。
 なお、本計画における変動係数は、分別区分の変更により、品目や市町村によっては収集量の実績が不明であることから、標準的な係数である1.15を採用。
- ・実稼働率：補修整備期間等によって、稼働休止日数は124日程度となるため、年間実稼働日数は241日間となる。このときの実稼働率は $241 \text{日} \div 365 \text{日} = 0.66$ 。
- ・稼働休止日数：日曜日・土曜日（104日）＋祝日（14日）＋年末年始（3日）＋施設補修日（3日）＝124日程度。

不燃ごみ処理施設規模は、前述の式により、以下のように算出されます。同様に資源ごみについても算出したものを中間処理方法も含め表1-3に整理しました。

$$\begin{aligned} & \text{不燃ごみ計画年間日平均処理量} \\ & = 1,904 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} = 5.2 \text{ t/日} \\ & \text{施設規模} \\ & = \text{計画年間日平均処理量} \times \text{変動係数} \div \text{実稼働率} \\ & = 5.2 \text{ t/日} \times 1.15 \div 0.66 \\ & = 9.06 \text{ t/日} \div \underline{9.1 \text{ t/日}} \text{ (不燃ごみ処理施設規模)} \end{aligned}$$

表1-3 粗大・リサイクル施設の規模及び中間処理方法

品目	施設規模 (t/日)	中間処理方法
不燃ごみ・粗大ごみ(破碎施設)	13.7 (不燃ごみ:9.1t) (粗大ごみ:4.6t)	破碎処理→鉄・アルミ回収と可燃物は焼却処理
プラスチック製容器包装	4.1	袋破→選別→圧縮・梱包
ペットボトル	1.3	袋破→選別→圧縮・梱包
びん	3.0	袋破→選別(3色:透明・茶・その他色に分類)
カン	1.4	袋破→自動選別(鉄・アルミ)→圧縮
合計	23.5	※中間処理後:有価物(鉄・アルミ等)は売却 その他は、専門業者に最終処分を委託

[専門部会で出された意見]

委員：選別ラインは、手選別でも余裕を持って2系統あればよいのではないかと。

事務局：組合としては、施設用地に余裕があるためコンサルタント等と協議を行い、来年度以降に実施する発注仕様書の中で検討させていただきます。

表1-4 分別区分一覧表

分別種別	主なもの	収集(搬入)方法・注意事項	
可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類、剪定枝、落ち葉、皮革製品、廃食用油、プラスチック製品など	原則として袋に入れること。	
不燃ごみ	リサイクルできないカン・ビン、ガラス製品、陶器、電球、鉄製品(一斗缶を含む)、スプレー缶など	袋に入れること (スプレー缶についてはスプレー缶のみで袋に入れること)	
粗大ごみ	家具、自転車など45Lのビニール袋に入らないもの 45L袋に入っても重みで袋が破れるもの		
有害ごみ	水銀などの有害物を含むもの (蛍光灯、体温計、電池、鏡)	原則として袋に入れること	
資源ごみ	新聞紙	折込チラシのみ混在可	ひもで十字にしぼる若しくは袋に入れること
	ダンボール	ホッチキスなどの金属は取り除くこと	広げてしぼること(ガムテープ不可)
	雑誌	週刊誌、カタログ、本、ノート、紙の識別マークのついてある物、封筒・手紙、葉書・ダイレクトメール、カレンダーの紙、コピー用紙、包装紙、紙袋など	ひもで十字にしぼる若しくは紙袋かダンボールに入れること ※紙おむつ、レシートなどの感熱紙、ティッシュペーパーなどの衛生紙、カーボン紙、紙コップ・紙容器、ビニールコーティングされた紙、防水加工した紙、写真紙は可燃
	牛乳・ジュース等紙パック	500ml以上の牛乳やジュースの紙パック	平面に切り開き、ひもで十字にしぼること ※アルミコーティングしているものは可燃
	古着	下着、ワイシャツ、スーツ、ジャンパー、ジーンズ、セーター、ネクタイなど	※革製品、布団、毛布、座布団、ぬいぐるみ、毛糸、枕、タオル、シーツ、カーテンは可燃
	小型家電	携帯電話、ラジオ、デジカメ、パソコン、プリンター、電気工具、炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気コタツ、ゲーム機等で小型家電リサイクル法の制度対象品目すべて	
	スチール缶	18リットル缶を除くスチールの識別マークがふさされているもの (スプレー缶を除く)	スチール缶とアルミ缶の分別は任意
	アルミ缶	アルミの識別マークがふさされているもの (スプレー缶を除く)	
	ビン	飲料・飲食用、薬、化粧品	3色分別は任意 ※耐熱ガラス製品は不燃
	ペットボトル	ペットの識別マークがふさされているもの	つぶさないこと ※キャップ、ラベルはプラスチック製容器包装
プラスチック製容器包装	プラの識別マークがふさされているもの	キャップは外すこと。 ※シャンプーのポンプ部分是不燃、汚れが取れないものは可燃	

2. 炉数の設定

(1) 系列数の設定

「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて（平成15年12月15日環廃対発第031215002号）」によると、ごみ処理施設の焼却炉（溶融炉）の数については、原則として2炉構成又は3炉構成とすることが示されています。

他事例の炉数構成について調査した結果を表2-1に示します。新焼却施設と同規模の200 t/日超300 t/日以下の施設では64%が2炉構成、36%が3炉構成を採用しています。

専門部会では、稼働実績による炉数構成や2炉構成又は3炉構成のケースについて表2-2のとおり比較検討し、必要面積、エネルギー回収率、経済性及び炉構成の実績から2炉構成を基本とすることとしました。

[専門部会で出された意見]

委員：将来ごみ量が減少したときの対応は、3炉の方が有利ではないか。

事務局：コンサルタントより施設整備基本計画の策定時に各社プラントメーカーにアンケート実施したところ、基本的には2炉でない配置が厳しいとの意見があり、3炉になると、建屋の横幅が大きくなるため車両等の動線が確保できないという報告がありました。

表2-1 規模別炉数構成の実績

	1炉構成	2炉構成	3炉構成
100t/日以下	16%	82%	2%
100t/日超 200t/日以下	7%	81%	11%
200t/日超 300t/日以下	0%	64%	36%
300t/日超	4%	43%	54%

表2-2 2炉構成及び3炉構成の比較

指 標	2炉構成	3炉構成
必要敷地面積	○	△
安定燃焼	○	○
ごみ発電(熱利用等によるエネルギー回収効率)	○	△
ごみ発電(トータル発電量)	△	○
建設費	○	△
運営維持管理費(ハード面)	○	△
運営維持管理費(人件費)	○	△
危機管理対応	○	○
(補修点検等における炉停止時)	△	○
実績	○	△
評価	○ 8個 △ 2個	○ 4個 △ 6個

○:メリット △:デメリット

3. 計画ごみ質の設定

(1) 新焼却施設の計画ごみ質

新焼却施設では、各構成市町村からのごみを受け入れる予定であり、それに伴い、構成市町村で分別区分等を統一することとしています（表1-4）。そのため、新焼却施設の計画ごみ質は、分別区分統一後のごみ質を求める必要があります。

(2) 計画ごみ質の設定

ごみ焼却施設に搬入されるごみの水分が多く発熱量が低い場合には、炉温が低下して、燃焼の安定性が失われがちとなり、焼却に長時間かかるため焼却能力が低下します。

一方、水分が少なく発熱量が高い場合は、供給空気量が多くなり燃焼ガスや熱発生量が増大することから、ガス冷却設備や排ガス処理設備等が能力限界に達すると焼却能力が制限されます。

このため燃焼や排ガス処理などを考慮するうえで、施設に搬入されるごみ質を知ることが重要となります。ここでは、ごみ焼却施設を設計する上で基本的に必要となる計画ごみ質を表3-1のとおり設定します。

表3-1 新焼却施設の計画ごみ質

項 目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	※1
三成分	水分 %	49.9	46.0	41.3	
	灰分 %	7.6	9.4	10.6	
	可燃分 %	42.5	44.6	48.1	
低位発熱量 kJ/kg		5,100	7,700	10,300	※2

※1：搬入されるごみは、混入するものにより質のばらつきがある。水分を多く含む生ごみ等が多い場合は、発熱量は低くなり、この時のごみ質を低質ごみという。逆にプラスチック類や紙類等を多く含む場合は、発熱量は高くなり、この時のごみ質を高質ごみという。また平均的なごみ質を基準ごみという。

※2：低位発熱量は、ごみの燃焼で得られる熱量であり、ごみ処理施設の設計の基準となる数値である。この発熱量が低く安定燃焼温度（850℃以上）を下回るような場合には、燃焼温度を維持するために補助燃料（重油、灯油、ガス等）が必要となる。この安定燃焼温度を維持して運転できる限界の低位発熱量の数値としては、炉形式やガス冷却方式等により相違するが、通常 4,200～5,000kJ/kg 前後であることが多い。

[専門部会で出された意見]

委員：元素組成を教えて欲しい。

事務局：以下の表のとおりになります。

区分	炭素 (C)	水素 (H)	窒素 (N)	硫黄 (S)	塩素 (Cl)	酸素 (O)	可燃分
元素組成	57.5%	8.0%	1.6%	0.1%	1.0%	31.8%	100.0%

委員：塩素の1%は少し高いようだがどのように算定しているのか。

事務局：基本的には、計画・設計要領で示されている簡易推算法で計算している。どうしても実測のデータではないため、実測のデータだと、少し低目に出るかもしれないが、計画・設計要領ベースで今は求めているので1%という余裕を見た数値にはなっている。

委員：※2、低質ごみにおける低位発熱量で安定燃焼できる限界は4,200～5,000kJ/kgと記載されているが補助燃料を入れないと燃えないのではないか。

事務局：補助燃料を使用しないぎりぎりの数値と理解している。

4. 新焼却施設のごみ処理方式の抽出について

(1) 検討対象処理方式の抽出

全国の地方自治体が採用している可燃ごみ処理方式を把握し、方式の種類を大別しながら当該方式の特徴、採用実績数を整理すると表4-1に示すとおりです。可燃ごみ処理方式については、燃焼・熱分解処理、バイオガス化、燃料化、堆肥化及び飼料化等に大別することができ、方式によってはさらに細分化した複数の方式が存在しています。稼働実績を確認した全ての可燃ごみ処理方式を検討対象処理方式としました。

なお、稼働実績件数については、「一般廃棄物処理施設情報（平成25年度、環境省）」等より、本表の方式分類毎に把握できた数（廃止、休止を除く）を集計したものです。

表4-1：全国の地方自治体の採用実績に基づく可燃ごみ処理方式

処理方式			全国における稼働実績
燃焼・熱分解処理 (1,095施設)	焼却方式	ストーカ式	935施設 (うち、ストーカ式765施設、流動床式150施設、その他20施設)
		流動床式	
	ガス化溶融方式	シャフト炉式	95施設 (うち、シャフト炉式46施設、流動床式34施設、キルン式10施設、ガス化改質1施設、その他4施設)
		流動床式	
		キルン式	
		ガス化改質	
	焼却+灰溶融方式	電気式	65施設 (焼却炉と一括発注に限る)
燃料式			
テルミット式			
バイオガス化 (5施設)	メタン化方式	乾式	5施設
		湿式	
燃料化 (64施設)	RDF化方式		52施設
	炭化方式		4施設
	BDF方式		8施設
堆肥化 (83施設)	高速堆肥化方式		83施設 (うち高速堆肥化方式8施設)
飼料化 (1施設)	飼料化方式		1施設
合 計			1,248施設

(2) 1次評価について

全国の地方自治体において稼働実績のある可燃ごみ処理方式のうち、本組合が設定する複数の要件に対する適合性を評価（1次評価）することにより、選定候補処理方式を抽出しました。(1)から(5)の5点の評価項目による1次評価を行った結果、全ての評価項目に適合した選定候補処理方式は表4-2に示す方式となりました。

表4-2 1次評価（適合性評価）結果

検討対象処理方式			適合確認結果	適合評価項目				(5) 循環型社会形成推進交付金制度の活用可否
				(1) 焼却方式と同等级以上の減容効果の有無※1	10市町村の計画処理対象ごみ(種類・規模)と類似のごみを対象とした地方公共団体における稼働状況等			
					(2) 類似種類ごみ処理実績施設の有無※2	(3) 類似規模ごみ処理実績施設の有無※2	(4) 過去10年間の竣工実績の有無※2	
燃焼・熱分解処理	焼却方式	ストーカ式	○	○※1	○	○	○	○
		流動床式	○	○※1	○	○	○	○
	ガス化溶融方式	シャフト炉式	○	○※1	○	○	○	○
		流動床式	○	○※1	○	○	○	○
		キルン式	○	○※1	○	○	○	○
		ガス化改質	×	○※1	○	○	×	○
	焼却+灰溶融方式	電気式	○	○※1	○	○	○	○
		燃料式	×	○※1	○	○	×	○
		テルミット式	×	○※1	○	○	×	○
バイオガス化	メタン化方式	乾式メタン化	×※3	○※1	○※3	×	○※3	○
		湿式メタン化	×	×※1	×	×	×	○
燃料化	RDF化	RDF化	×	×※1	×	×	×	○
		炭化	×	×※1	×	×	×	○
		BDF化	×	×※1	×	×	×	○
堆肥化	高速堆肥化	×	×※1	×	×	×	○	
飼料化	飼料化	×	×※1	×	×	×	○	
その他	亜臨界水処理	×	×※1	×	×	×	○	

※1 燃焼・熱分解処理以外の処理方式については、燃焼・熱分解処理方式との組み合わせによる処理方式の実績の有無を評価している

※2 環境省：一般廃棄物処理施設情報（平成25年度）より

※3 ※1による組み合わせを確認できた燃焼・熱分解処理方式はストーカ式焼却方式である

(3) 処理方式の評価・選定方法（2次評価）

施設整備の基本方針として、「Ⅰ 環境にやさしい施設」、「Ⅱ 安全性・安定性に優れた施設」、「Ⅲ 循環型社会に寄与する施設」、「Ⅳ 周辺地域との共生の取れる施設」、「Ⅴ 環境教育の起点となる施設」、「Ⅵ 防災機能に優れた施設」、「Ⅶ 経済性に優れた施設」を挙げており、処理方式と関係が高いⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅶを対象として評価を行うこととしました。

抽出した選定候補処理方式に基づいて、竣工実績のあるプラントメーカーに対して技術提案依頼を行ったところ、ストーカ式焼却方式については4社から回答があり、流動床式焼却方式については1社から回答がありました。

なお、ガス化溶融方式及び焼却+灰溶融方式については、回答がなかったことから、各プラントメーカーに対して確認し、評価内容の整理を行いました。ガス化溶融方式のうち、シャフト炉式ガス化溶融方式及びキルン式ガス化溶融方式については回答がなかったことから評価ができませんでした。

プラントメーカーからの提案結果を表4-3に整理しました。

表4-3 プラントメーカーからの提案結果

評価項目・評価内容	処理方式		焼却方式	焼却方式	焼却+灰溶融方式
	ストーカ式焼却方式 流動床式焼却方式	ガス化溶融方式 シャフト炉式ガス化溶融炉方式 流動床式ガス化溶融方式 キルン式ガス化溶融方式			
(1) 環境にやさしい施設					
ア 公害防止基準への対応	○	○	○	○	○
(2) 安全性・安定性に優れた施設					
ア 建設予定地内に配置可能かどうか	○	○	○	○	×
イ ごみ量、ごみ質変動への対応が可能か	○	○	○	○	○
ウ 安全対策とラブル対応が十分に図られているか	○	○	○	○	○
エ 運転や維持管理が容易であるか	◎	○	○	○	○
(3) 循環型社会に寄与する施設					
ア エネルギー回収率19.0%以上か	○	○	○	○	○
イ 最終処分量の低減を図ることができるか	○	◎	○	◎	◎
(4) 経済性に優れた施設					
ア プラントメーカーへの見積回答状況 (競争性があるかどうか)	○	×	○	×	×
イ 施設建設費 (施設規模1あたりの平均単価)	約207億円～277億円 (約8,000万円/t)	約23億円増加※ (約9,000万円/t)	約207億円 (約8,000万円/t)	約23億円増加※ (約9,000万円/t)	約48億円増加※ (約10,000万円/t)
ウ 運営維持管理費 ※人件費及び売電収入除く (年間あたりの平均維持管理費)	約60～120億円/20年 (約5億円/年)	約22億円/20年間の増額※ (約6億円/年)	約60～120億円/20年 (約5億円/年)	約22億円/20年間の増額※ (約6億円/年)	約19億円/20年間の増額※ (約6億円/年)
(5) 総合評価					
ア 総合評価	○	△	○	△	×
	・イニシャルコストやランニングコストがガス化溶融方式及び焼却+灰溶融方式よりも低い。 ・複数社からの提案があり、競争性の確保が可能である。 ・建設予定地内に施設の配置が可能である。	・イニシャルコストやランニングコストが高い。 ・建設予定地内に施設の配置が可能である。	・イニシャルコストやランニングコストがガス化溶融方式及び焼却+灰溶融方式よりも低い。 ・複数社からの提案があり、競争性の確保が可能である。 ・建設予定地内に施設の配置が可能である。	・イニシャルコストやランニングコストが高い。 ・建設予定地内に施設の配置が可能である。 ・今回は、提案が無かったことから、競争性を確保できていないが、全国的には少ないが導入実績はある。	・イニシャルコストやランニングコストが高い。 ・建設予定地内に施設の配置が難しい。 ・今回は、提案が無かったことから、競争性を確保できていない。

※1次評価で適合していた「シャフト炉式ガス化溶融方式」、「流動床式ガス化溶融方式」、「キルン式ガス化溶融方式」及び「焼却+灰溶融方式」から回管があり整理を行った。再度、メーカーに対して焼却方式との比較を確認したところ、「流動床式ガス化溶融方式」と「焼却+灰溶融方式」から回管があり整理を行った。

また、2000年以降における200 t 炉以上の処理方式採用事例を表4-4に示します。

表4-4 処理方式採用事例（2000年以降における200 t 炉以上）

処理方式		採用件数	
燃焼・熱分解処理	焼却方式	ストーカ式	73
		流動床式	7
	ガス化溶融方式	シャフト炉式	14
		流動床式	13
		キルン式	7
	その他		3
合 計		117	

(4) 総合評価

プラントメーカーから出された技術提案書やプラントメーカーへの確認に基づいて、処理方式に係る評価を行いました。以下に示す点でガス化溶融方式及び焼却＋灰溶融方式よりも、焼却方式が優れていることから、焼却方式を選定しました。

また、焼却方式で提案のあったストーカ式と流動床式のどちらかに絞り込むかについて意見交換を行い、総合評価を見る限りどちらかに決めることはできないとの結論に至りました。

【焼却方式がガス化溶融方式及び焼却＋灰溶融方式よりも優れている点】

- ・近年は、採用実績が多く、安全性、安定性及び継続性に優れている。
- ・イニシャルコストやランニングコストがガス化溶融方式及び焼却＋灰溶融方式よりも低い。
- ・複数社からの提案があり、競争性の確保が可能である。
- ・建設予定地内に施設の配置が可能である。焼却＋灰溶融方式では建設予定地内に配置できない。

5. 新焼却施設における排ガスの自主基準値（環境保全基準）について

(1) 排ガスの自主基準値

新焼却施設の稼働に伴って排ガスの排出に対する対策が必要となります。大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法における焼却施設に係る法令等基準値は表5-1に示すとおりです。

新焼却施設における排ガスの自主基準値については、表5-1に示すとおり、法令等基準値に比べて、より厳しい基準に設定しました。また、平成28年9月26日に大気汚染防止法施行規則が改正され、排ガスの法規制値の項目に水銀が新たに追加されました。水銀の項目については、法規制値である $30\mu\text{g}/\text{m}^3 \cdot \text{N}$ を自主基準値として設定しました。

表5-1 委員会における排ガスの自主基準値（案）

項目	自主基準値 (委員会案)	法令等基準値	備考
ばいじん($\text{g}/\text{m}^3 \cdot \text{N}$)	0.01以下	0.04以下	4t/h以上
塩化水素(HCl)(ppm)	20以下	430以下(700 $\text{mg}/\text{m}^3 \text{N}$ 以下)	
硫黄酸化物(SO _x)(ppm)	20以下	K値規制以下(K値17.5) 2,000ppm程度	
窒素酸化物(NO _x)(ppm)	40以下	250以下	
水銀($\mu\text{g}/\text{m}^3 \cdot \text{N}$)	30以下	30以下	
ダイオキシン類($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3 \cdot \text{N}$)	0.05以下	0.1以下	4t/h以上

窒素酸化物(NO_x)低減技術については、表5-2に示します。また、自主基準値を比較するため、最新施設で近畿県内の200t炉以上の自主基準値を表5-3に整理しました。

さらに、乾式法を採用した場合の塩化水素(HCl)及び硫黄酸化物(SO_x)の基準値と窒素酸化物(NO_x)の基準値をプラントメーカーへ聞き取り表5-4に整理しました。

表5-2 窒素酸化物(NO_x)低減技術について

区分	方式	除去率(%)	排出濃度(ppm)	設備費	運転費	採用例	備考
燃焼制御法	低酸素法	-	80~150	小	小	多	最近は、燃焼制御法が単独で採用される事例は少ない。
	水噴射法						
	排ガス再循環法						
乾式法	無触媒脱硝法	30~40	70~100	小-中	小-中	多	設備は比較的簡単。白煙に注意する必要がある。 触媒脱硝法に比べて、脱硝率は低く安定性に欠ける。
	触媒脱硝法	60~80	20~60	大	大	多	除去率が高く、採用例も多い。白煙の可能性は少ないが、触媒のランニングコストが多くなる。
	脱硝ろ過集じん法	60~80	20~60	中	大	少	採用例が少ない。電子ビーム法は、実験段階。
	活性コークス法	60~80	20~60	大	大	少	
	電子ビーム法	70~90	10~40	大	大	無	
	天然ガス再燃法	50~70	50~80	中	中	少	

表5-3 最新施設の自主基準値 (200 t 以上 近隣圏内)

No	都市・施設名称	焼却能力		ばいじん g/m ³ ・N以下	塩化水素 (HCl)		窒素酸化物 (NOx)	ダイオキシン類 ng-TEQ/m ³ ・N	煙突の高さ m	竣工	
		1炉 (t)	炉数 (炉)		能力 (t/日)	ppm以下				処理方式	年
①	京都府内の既存施設(予定含む)			0.01~0.01	10~24.5	10~25	30~30	0.1~0.1			
1	城南衛生管理組合 クリーン21長谷山	120	2	0.01	24.5	25	30	0.1	59	2006	10
2	京都市 京都市北部クリーンセンター	200	2	0.01	10	乾式・湿式併用	30	0.1	59	2007	1
3	京都市 京都市南部クリーンセンター第二工場	250	2	0.01	10		30	0.1	80	2019	3
②	大阪府内の既存施設(予定含む)			0.01~0.02	10~30	8~20	20~50	0.05~0.1			
1	岸和田市貝塚市清掃施設組合 岸和田市貝塚市クリーンセンター	177	3	0.01	15	湿式	30	0.1	100	2007	3
2	枚方市 枚方市東部清掃工場	120	2	0.01	10	湿式	20	0.05	100	2008	12
3	大阪市 東淀工場	200	2	0.01	15	湿式	20	0.05	120	2010	3
4	吹田市 吹田市資源循環エネルギーセンター	240	2	0.01	10	湿式	30	0.05	80	2010	3
5	堺市 クリーンセンター臨海工場	225	2	0.02	20	乾式	50	0.1	80	2013	3
6	豊中市伊丹市クリーンランド ごみ焼却施設	175	3	0.01	10	湿式	30	0.05	45	2016	3
7	東大阪市清掃施設組合 第5工場	200	2	0.01	30	乾式	30	0.1	70	2017	3
8	寝屋川市 寝屋川市新ごみ処理施設	100	2	0.01	20	乾式	30	0.05	59	2018	3
③	兵庫県内の既存施設			0.01~0.01	10~25	10~15	20~50	0.01~0.1			
1	猪名川上流広域ごみ処理施設組合 国崎クリーンセンター	117.5	2	0.01	10	湿式	20	0.01	59	2009	3
2	姫路市 エコパークあほし	134	3	0.01	10	乾式	50	0.05	59	2010	3
3	西宮市 東部総合処理センター	140	2	0.01	25	乾式	45	0.08	59.5	2012	12
4	神戸市 港島クリーンセンター	200	3	0.01	20	乾式	50	0.1	45	2017	3
施設整備検討委員会(案)		142	2	0.01 ^{※1}	20	乾式	40	0.05	45~59	2024	2
法令等基準値				0.04	430	—	250 ^{※2}	0.1	—	—	—

※1:「ばいじん」の自主規制値は、0.01g/m³・N以下とするが、0.005g/m³・N以下を維持管理目標値として運転管理を行う。

※2:新ごみ処理施設におけるK値17.5以下の硫黄酸化物濃度については、2,000ppm程度となる。(ただし、排ガス量、排ガス温度、煙突の排出口の直径、煙突高さによって濃度は変化する)

表5-4 乾式法による塩化水素 (HCl)、硫黄酸化物 (SOx) の基準値

	A社	B社	C社	D社	E社
HCl	20ppm(実績あり) ※入口のSOx(30ppm)を規定できれば、HCL10ppm対応可能	25ppm(除去下限値) (実績としては10~30ppm) ※25ppm以下になると薬剤の使用量が増加	20ppm(建設中) 10ppm(実績あり)	15ppm(実績あり) ※ごみ質等の条件の変動により、必ずしもこの値を達成できる保証が出来ない	重曹を使用する場合、10ppmまで対応可能(実績あり)
SOx	15ppm(実績あり) ※入口のSOx(30ppm)を規定できれば、SOx10ppm対応可能	25ppm(除去下限値) (実績としては10~30ppm) ※25ppm以下になると薬剤の使用量が増加	20ppm(建設中) 10ppm(実績あり)	15ppm(実績あり) ※ごみ質等の条件の変動により、必ずしもこの値を達成できる保証が出来ない	重曹を使用する場合、10ppmまで対応可能(実績あり)

●窒素酸化物(NOx)の基準値(プラントメーカーへの聞き取り)

無触媒脱硝法	50ppmまで対応可能	25ppm(除去下限値) (実績としては10~30ppm) ※25ppm以下になると薬剤の使用量が増加	50ppm以下までの保証が可能	50ppmまで対応可能(実績あり) ※ごみ質等の条件の変動により、必ずしもこの値を達成できる保証が出来ない	50ppmまで対応可能
触媒脱硝法	20ppmまで対応可能(実績あり)	25ppm(除去下限値)	20ppm以下の実績あり	30ppmまでの実績あり ※ごみ質等の条件の変動により、必ずしもこの値を達成できる保証が出来ない	20ppmまで対応可能

上記の資料等を勘案し委員会としては、以下のとおり排ガスにおける処理方式等を提案します。なお、自主基準値は、最新施設の数値と同等の基準値としました。

【ばいじんの自主基準値と維持管理目標値について】

自主基準値は0.01g/m³・N以下ですが、さらに厳しい0.005g/m³・N以下を維持管理目標値として運転管理を行います。

【塩化水素(HCL)と硫黄酸化物(SOx)の除去方式】

塩化水素(HCL)と硫黄酸化物(SOx)の除去については、大別すると乾式法と湿式法とに分類されます。乾式法より湿式法がより高い除去性能が得られるとの考えから湿式法を採用している施設もありますが、乾式法でも最近では性能的に同程度の機種も実用化されていること、湿式法の場合は吸収液の循環使用によってダイオキシン類が濃縮する恐れがあり、廃液の処理に注意を要すること及び以下の利点から、委員会としては、乾式法を採用することとしました。

【乾式法の利点】

- ・排水処理設備等の機器点数が少ないため施設をコンパクトに設計できる。
- ・煙突からの白煙が生じにくい。
- ・ガス再加熱に要するエネルギーを抑えることができ発電効率が高くなる。
- ・建設コストやランニングコストも有利である。

【硫黄酸化物(SOx)の規制値について】

硫黄酸化物(SOx)規制は、それぞれの地域ごとに定められたK値と施設の煙突の高さから排出基準を算出し煙突による拡散効果を配慮した規制方式になるため、拡散も考慮して、基準値は法令基準値の約100分の1の20ppmとします。

【窒素酸化物（NO_x）の処理方法】

窒素酸化物（NO_x）の処理方法は、最近の採用事例が多い無触媒脱硝法と触媒脱硝法を比較した結果、コスト面は不利になりますが、より除去率が高く、白煙の可能性が少ない触媒脱硝法を採用することとしました。

【水銀の自主基準値について】

水銀の自主基準値は、水銀等の大気排出の規制に関する法令等（水銀汚染防止法の制定、大気汚染防止法の一部改正等）が平成30年4月1日施行となっており、国が定めた新しい基準であることから、30 μ g/m³・Nとします。

6. 煙突の高さについて

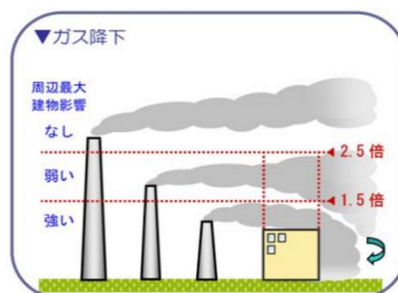
(1) ダウンウォッシュ現象

煙突出口の排ガス速度が周囲の風速よりも小さく、排煙温度が低い場合には、煙突の風下側に生じる空気の渦に巻き込まれるダウンウォッシュ現象（右図参照）がおきる可能性があります。現象がおきないように、排ガス速度を適切に設定していくことで回避することができます。



(2) ダウンドラフト現象

付近の建造物等（焼却施設を含む）によって発生する空気の渦に巻き込まれるダウンドラフト現象（右図参照）により、大気中に広く拡散されるはずの排ガスが煙突周辺に、もしくは地表付近に留まり局地的に排ガス濃度を高める可能性もあります。



煙突の高さが焼却施設の建物高さの2.5倍以上は影響が無く、1.5～2.5倍の場合は影響が少ないものとされています。

委員会では、焼却施設の建物の高さが約36m、煙突の高さが45m～59mと想定し、議論しました。煙突の高さが最も低い45mになった場合は、その比率が1.25倍になるためダウンドラフトが生じる可能性があります。

(3) 煙突の高さの設定について

一般的に煙突の高が高くなればなるほど、生活環境への排ガスの影響は少なくなる傾向にありますが、排ガスの自主基準値が、法令等基準値より小さい場合には、煙突を高くすることによる効果はあまりないことが考えられます。また、景観を考慮すると高い場合は、圧迫感のある目立つ存在になり、一目で清掃工場と認識され見た目が悪くなります。

45mと59mの比較を表6-1で整理をしました。

表6-1 45mと59mの比較

煙突の高さ	45m	59m		
周辺への排ガスの影響	・拡散は59mよりも劣る。 ・ダウンドラフトが生じる懸念があるが、通常の場合の短期濃度予測結果は、環境基準と比較してもかなり下回る。	△	・拡散は45mよりも優れている。 ・ダウンドラフトが生じる懸念が低く、通常の場合の短期濃度予測結果は、環境基準と比較してもかなり下回る。	○
景観 ^{※1}	景観上、圧迫感は小さい	○	景観上、圧迫感は大きい	△
コスト比較 ^{※2}	安い	○	高い	△
最終評価	委員会では、排ガスの拡散が優れている59mを採用することとしました。			

※1景観：近隣のシャープ(株)工場や周辺環境と照らし合わせ比較を行った。

※2コスト比較：59mの場合は、インシヤルコスト約2,000～6,000万円の増加 ランニングコスト0～20万円/年間の増加

(4) ダウンドラフト時の排ガス予測結果

表6-2 ダウンドラフト時の予測結果

項目	単位	予測結果(最大着地濃度)注2)		環境基準等
		煙突高さ45m	煙突高さ59m	
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00690	0.00220	0.20以下
塩化水素	ppm	0.01380	0.00432	0.02以下
二酸化硫黄 注1)	ppm	0.01380	0.00432	0.1以下
二酸化窒素 注1)	ppm	0.02760	0.00863	0.1~0.2以下
大気安定度		D		—

注1) SO_x(硫黄酸化物)=SO₂(二酸化硫黄)、NO_x(窒素酸化物)=NO₂(二酸化窒素)としている。

注2) 表には最大値を記してあり、大気安定度CよりDの方が高い値となっている。なお、予測条件に不確定要素が多々あるため、環境影響評価の準備書段階での予測結果とは異なる場合がある。

表6-3 予測条件

項目		条件	備考 注2)
予測項目		浮遊粒子状物質、塩化水素、二酸化硫黄、二酸化窒素	
予測地点		最大着地濃度地点	
施設条件	炉数	2炉	
	建物高さ	36m	工場棟
	煙突高さ	45m、59m	
排ガス条件 注1)	湿り排ガス量	31,200 m ³ _N /h	1炉あたり、29,070~38,730
	乾き排ガス量	25,500 m ³ _N /h	1炉あたり、23,490~32,880
	排ガス温度	171 °C 注3)通常予測(200 °C)	156~188
	酸素濃度	7.6 % (乾きガス)	5.5~9.7
排ガス濃度	ばいじん	0.01 g/m ³ _N	酸素濃度12%換算
	塩化水素	20 ppm	
	硫黄酸化物	20 ppm	
	窒素酸化物	40 ppm	
予測ケース	現象	ダウンドラフト時	
	風速	3 m/s(煙突高さ) ※通常予測(1~6 m/s(地上10m))	平均風速程度を想定
	大気安定度	C、D ※通常予測(A、B、C、D)	
変換式	SO _x	SO _x =SO ₂	
	NO _x	NO _x =NO ₂	

注1) 排ガス条件は、メーカーアンケート回答の平均値(高質ごみ)を284tに換算(284/300)している。

注2) 備考欄の数値は、アンケート結果の範囲(300t)を掲載している。

注3) 通常予測の排ガス温度は、白煙防止追加による設定になっている。

【ダウンドラフトが生じた場合について】

- 塩化水素の排出濃度を25ppmとした場合、煙突高さ45mでは、環境基準等(0.02ppm)に近づきます。このことから、自主基準値は20ppm以下とすることとしました。
- 煙突高さ45mでの最大着地濃度は、59mでの最大着地濃度の約3.2倍となります。

(5) 通常の場合の短期濃度予測結果（最大着地濃度）

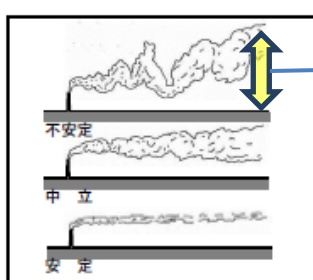
予測ケースに基づき大気安定度 著しく不安定（A）、不安定（B）、やや不安定（C）、中立（D）について煙突の高さ45mと59mを比較した結果を以下のとおり示します。

表6-4 予測ケース一覧表

大気安定度	風速 (m/s)					
	1	2	3	4	5	6
A	○	○	—	—	—	—
B	○	○	○	○	—	—
C	—	○	○	○	○	○
D	○	○	○	○	○	○

○: 予測するケース

【大気安定度について】



拡散は大きい鉛直(垂直)方向の動きが大きく近傍の着地濃度は大きくなります。

※最大着地濃度
煙突から排出された有害物質が、風の吹いていく方向（風下）で地上に到着するときの最大濃度。
煙突から最大着地濃度の距離（出現距離）は、煙突が高いほど大きく（遠く）なり、大気が不安定なほど小さく（近く）なります。

煙突から排出された有害物質は、大気中に拡散されます。大気が安定のときは、高層まで拡散されないため、汚染物質が拡散しにくく、逆に不安定なときは、拡散が大きくなります。

大気安定度の不安定時は、安定時、中立時に比べて拡散が活発になるが、地面に対して垂直方向の動きが大きく、近傍の着地濃度が大きくなる状態となります。

表6-5 予測結果（煙突高さ45mの場合）

大気安定度	項目	単位	風速 (m/s)					
			1	2	3	4	5	6
A	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00056	0.00048	—	—	—	—
	塩化水素	ppm	0.00113	0.00096	—	—	—	—
	二酸化硫黄	ppm	0.00113	0.00096	—	—	—	—
	二酸化窒素	ppm	0.00226	0.00191	—	—	—	—
	出現距離	m	580	470	—	—	—	—
B	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00039	0.00037	0.00034	0.00032	—	—
	塩化水素	ppm	0.00079	0.00075	0.00068	0.00063	—	—
	二酸化硫黄	ppm	0.00079	0.00075	0.00068	0.00063	—	—
	二酸化窒素	ppm	0.00158	0.00149	0.00137	0.00126	—	—
	出現距離	m	1,100	800	680	620	—	—
C	浮遊粒子状物質	mg/m ³	—	0.00032	0.00030	0.00028	0.00026	0.00024
	塩化水素	ppm	—	0.00065	0.00060	0.00056	0.00052	0.00048
	二酸化硫黄	ppm	—	0.00065	0.00060	0.00056	0.00052	0.00048
	二酸化窒素	ppm	—	0.00129	0.00120	0.00112	0.00104	0.00097
	出現距離	m	—	1,360	1,120	990	910	860
D	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00016	0.00018	0.00018	0.00017	0.00016	0.00016
	塩化水素	ppm	0.00032	0.00036	0.00036	0.00035	0.00033	0.00031
	二酸化硫黄	ppm	0.00032	0.00036	0.00036	0.00035	0.00033	0.00031
	二酸化窒素	ppm	0.00065	0.00072	0.00072	0.00069	0.00066	0.00063
	出現距離	m	5,880	3,550	2,710	2,310	2,050	1,890

表6-6 予測結果（煙突高さ59mの場合）

大気安定度	項目	単位	風速 (m/s)					
			1	2	3	4	5	6
A	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00050	0.00040	—	—	—	—
	塩化水素	ppm	0.00101	0.00080	—	—	—	—
	二酸化硫黄	ppm	0.00101	0.00080	—	—	—	—
	二酸化窒素	ppm	0.00202	0.00159	—	—	—	—
	出現距離	m	600	510	—	—	—	—
B	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00034	0.00030	0.00026	0.00024	—	—
	塩化水素	ppm	0.00068	0.00060	0.00053	0.00047	—	—
	二酸化硫黄	ppm	0.00068	0.00060	0.00053	0.00047	—	—
	二酸化窒素	ppm	0.00136	0.00120	0.00106	0.00095	—	—
	出現距離	m	1,180	880	760	700	—	—
C	浮遊粒子状物質	mg/m ³	—	0.00025	0.00023	0.00020	0.00018	0.00017
	塩化水素	ppm	—	0.00050	0.00045	0.00040	0.00037	0.00033
	二酸化硫黄	ppm	—	0.00050	0.00045	0.00040	0.00037	0.00033
	二酸化窒素	ppm	—	0.00101	0.00090	0.00081	0.00073	0.00067
	出現距離	m	—	1,490	1,280	1,160	1,090	1,030
D	浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.00013	0.00013	0.00013	0.00012	0.00011	0.00010
	塩化水素	ppm	0.00026	0.00027	0.00025	0.00023	0.00021	0.00020
	二酸化硫黄	ppm	0.00026	0.00027	0.00025	0.00023	0.00021	0.00020
	二酸化窒素	ppm	0.00053	0.00053	0.00050	0.00047	0.00043	0.00040
	出現距離	m	6,450	4,130	3,280	2,870	2,600	2,420

表6-7 大気汚染にかかる環境基準

	浮遊粒子状物質 単位: mg/m ³	塩化水素 単位: ppm	二酸化硫黄 単位: ppm	二酸化窒素 単位: ppm
環境基準 (1時間値の1日平均)	0.1	0.02	0.04	0.04~0.06 又はそれ以下

※塩化水素については、労働環境濃度(上限値5ppm)を参考に目標設定した数値

【煙突の高さにおける比較（59mから45mに低くなった場合）】

- 大気安定度A及びBの場合は、風速1mの場合がすべての項目で濃度が最も大きくなり、煙突が45mに低くなるとAの場合で約12%増加し、Bの場合で約16%増加しますが、環境基準と比較してもその数値は環境基準をかなり下回ります。
- 大気安定度C及びDの場合は、風速2mの場合がすべての項目で濃度が最も大きくなり、煙突が45mに低くなるとCの場合で約28%増加し、Dの場合で約35%増加しますが、環境基準と比較してもその数値は環境基準をかなり下回ります。

【煙突の高さについて】

煙突の高さについては、ダウンドラフトによる影響も考えられるため(4)ダウンドラフト時の排ガス予測結果による最大着地濃度の予測と(5)通常の場合の短期濃度予測結果を行いました。

その結果、委員会としては、排ガスの拡散が優れている59mを採用することとしました。

7. 新焼却施設における余熱利用施設の整備及び維持管理について

新焼却施設は、循環型社会に寄与する施設であるとともに、地元還元施設、さらには日頃から住民が訪れやすい施設となることを目指しています。

新焼却施設からの余熱を効率的に利用するために、プラントメーカーへの技術調査を行い、回答のあった5社のうち、5社とも温浴施設を整備し、維持管理することは可能という回答でした。また、5社のうち2社は、配置案についての回答があり、プラットホームの上階に整備する案と別棟の管理棟内に整備する案がありました。

【余熱利用施設について】

余熱利用施設については、住民の関心が高く、温浴施設、直売所、休憩所などを希望する意見が多く出たため、委員会としては、積極的に温浴施設を建設することとしました。また、温浴施設の維持管理をどうするのか、どれくらいの規模になるのかは、発注仕様書に記載する予定ですが、建物の中に造るとなると実現できない場合もあり、外出しになる場合も考えられます。

8. 新粗大・リサイクル施設における高速回転式破砕機について

不燃ごみ及び粗大ごみを選別及び破砕するにあたり、表8-1のとおり破砕機及び切断機を設置します。なお、高速回転式破砕機については、「縦型回転式」及び「横型回転式」があるため表8-2のとおり整理し検討した結果、「縦型回転式」を採用することとしました。

表8-1 破砕機及び切断機の設定

設備等	計画
破砕機 【不燃ごみ】 【不燃粗大ごみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ及び不燃粗大ごみの破砕設備には、低速及び高速回転破砕機を設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> ① 低速回転式破砕機 「多軸回転せん断式」とする。なお、破砕刃は耐久性の高い材質とするとともに、交換が容易なものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ② 高速回転式破砕機 「縦型回転式」または「横型回転式」のいずれかとする。なお、破砕刃は耐久性の高い材質とするとともに、交換が容易なものとする。
切断機 【可燃粗大ごみ】	<ul style="list-style-type: none"> ・爆発・火災等の恐れがある可燃性ガスが内部に滞留しない構造とし、ガス検知器を設け、中央操作室に警報できるものとする。 ・破砕による騒音・振動が装置周辺に伝播しないようにするため、独立基礎に設置する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設において、ごみピットでのごみの攪拌・均質化を容易にし、安定燃焼を行うことを目的に設置する。 ・騒音・振動対策を施すものとする。 ・破砕刃は耐久性の高い材質とするとともに、交換が容易なものとする。

表8-2 高速回転式破砕機（縦型、横型）の形式選定に係る比較資料

項目	縦型	横型
概要	<p>高速回転するロータにハンマ状のものを取付け、これとケーシングにより固定した衝突板やバーとの間で、ごみを衝撃、せん断又はすりつぶし作用により破砕を行うものである。</p> <p>この型式は、固くてもろいものや、ある程度の大きさの金属塊、コンクリート塊の破砕が可能である。軟質物、延性物、マットレス等は比較的破砕し難いが、大型化が可能であることや、ごみの供給を連続して行えること等から大容量処理が可能である。処理能力の大小によって横型と縦型に分かれるのが一般的である（処理能力が大きい破砕機では横型を採用するケースが多い）</p>	
型式		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕設備としての機器構成がシンプルである。 ・破砕物の形状が球状で、かつ細かい。（かさ比重が大きいため輸送コストが安い） ・ロータの回転数が少ない。 ・水平方向の衝撃力を利用するため、横型に比べて振動対策を必要としない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕設備としての機器構成がやや複雑である。 ・破砕物の形状が扁平で、かつ粗い。 ・ロータの回転数が多い。 ・縦型に比べると振動対策が必要となる ・防爆対策として、水蒸気を吹き込む場合があり、蒸気ドレンの処理が負荷となる。
維持管理性及び経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・横型に比べ電動機容量が小さい。 ・点検口が大きくとれず、メンテナンス性が不利となる。 ・機器自体もコンパクトで設置面積が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・縦型に比べ電動機容量が大きい。 ・点検口が大きくとれ、メンテナンス性が良い。 ・機器自体も大きく設置面積が大きい。
メーカー提案数	3社／4社	1社／4社

9. 新粗大・リサイクル施設におけるVOC（揮発性有機化合物）対策について

(1) VOC（揮発性有機化合物）の定義

VOCとは、揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称であり、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称です。



新粗大・リサイクル施設は、VOCの排出基準を定める法令上の対象施設となっていませんが、プラスチック製容器包装等を圧縮する工程で発生する微量のVOCについては、建屋外に排出する空気を建屋内の設備で処理したり、濃度管理を行うなどの対策を講じることを検討しました。

先進地事例として、北河内4市リサイクル施設組合（大阪府寝屋川市）、多摩市及び八王子市の対策として、表9-1の処理技術の中で、活性炭及び光触媒による対策を行っていることから、同様の導入を検討しましたが、光触媒については、実際の施設における有効性が担保できていないため、先進地の効果等も考慮して、今後作成する発注仕様書において決定することとしました。

(2) 廃棄物処理施設（容器包装プラスチック圧縮梱包施設）における化学物質の排出実態

神奈川県内で活性炭等の除去設備のない3施設についての調査結果を以下に示します。

（神奈川県環境科学センタープラスチック類圧縮・梱包施設から発生する有害大気汚染物質2009.1月、圧縮設備から50cmの位置でサンプリング）

- 装置前（サンプリング）濃度が敷地境界濃度より常に高かった物質は、クロロメタン、1,3-ブタジエン及びスチレン
- 圧縮梱包時に排出されていると考えられた。これらは、発泡剤あるいは容器包装の原料として使用されているためと考えられた。
- 夏期調査時には、それ以外にもトルエン、キシレン類及びエチルベンゼンが圧縮梱包時に排出されていた。
- 印刷用インク、接着剤、原料不純物にも多く含まれているため、敷地境界も高いケースがあった。
- 24時間モニタリングの結果、環境基準あるいは指針値を超える可能性は低いことが推測された。
- 容器包装圧縮時には、VOCあるいはフタル酸エステル類の排出があることが、示唆された。

表9-1 VOC 処理技術の種類と概要

VOC 処理技術の種類と概要					
分類	原理	主な用途	特長	課題	
燃焼法	直接燃焼	VOCを直接燃焼させて酸化	塗装、印刷、化学プラントなど	実績大（装置安価・保守容易）、VOCの種類不問（燃焼温度 750～850℃ 程度）	低濃度の場合は補助燃料費大、補助燃料による多量のCO2排出、燃焼に伴う2次汚染防止対策必要
	蓄熱燃焼	蓄熱体（セラミック）に熱を蓄えて燃焼	塗装、印刷、化学プラントなど	熱効率良好（90～95%）、自然濃度が低い（VOCの種類により500ppm程度から自然燃焼）	装置が高価で重い、断続運転は不適、ヤニ・タール、シリコンなど処理必要、（蓄熱材が目詰り）
	触媒燃焼	熱触媒を使用して低温で酸化	印刷、化学プラントなど	低温燃焼可能（350～450℃程度）、低NOx発生、保守容易	シリコン、リン、硫黄などで触媒が被毒し失活
吸着法	活性炭（破砕状、繊維状、粒状、ハニカム成型品など）	吸着と脱着。脱着は、昇温、減圧、水蒸気の吹き付けなどで行う	化学プラント、洗浄、ビル・クリーンルームの空調など	VOCを回収して再利用が可能、捕集（吸着）時エネルギー不要、処理に伴う中間生成物発生なし	再生コスト、吸着材の劣化、脱着時にVOCが一部残留、可燃性で特にケトン類で発火が報告されている
	無機系吸着材（ゼオライト、シリカなど）	吸着と脱着。脱着は、昇温、減圧など	化学プラント、ガソリンペーパーバックなど	VOCを回収して再利用が可能、不燃性、処理に伴う中間生成物の発生なし	活性炭に比較して、同等の表面積でコスト高
	高分子吸着材	吸着と脱着。脱着は、昇温、減圧など	現在、国内では実施例不明（移動床方式による吸着）	形状が均一、摩耗粉が出ない、湿度に影響され難い	VOCの種類により吸着性能が大きく異なる
光触媒	紫外線+光触媒（酸化チタン、酸化タングステンなど）	室内空気浄化、水処理、畜産物死骸保管倉庫等の脱臭	低ランニングコスト、保守容易、常温処理、（可視光利用が研究されている）	処理速度遅い、分解するVOCの量が少ない場合だけ使用可能（においの処理など）	
放電プラズマ法	プラズマによる酸化。触媒との組合せが工夫されている	小売店の脱臭、家庭用空気清浄機	分解率が高い、省エネルギー、常温処理	空気中の放電はNOx発生のおそれがある、排気中の二次生成物に注意が必要	
オゾン酸化法	オゾンによる酸化	水処理で実用化、気体用は開発進行中	省エネルギー、保守が容易、常温処理	処理物質が限定される、排気中のオゾンを処理する必要がある	
生物処理法	微生物・細菌などによる分解	畜産の悪臭（国外では工場排気処理にも利用）	省エネルギー、保守が容易、常温処理、排気の再処理不要	処理速度が遅い、設備が大きく水の補給が必要	
薬液処理法	水、酸・アルカリ、合成油などによる吸収及び分解	特定化学物質の回収、悪臭防止、効率的な液体への吸収方法など開発中	装置は小型・低コスト可能	特定化学物質の場合は効率的、薬液管理と廃液処理がコスト要因	

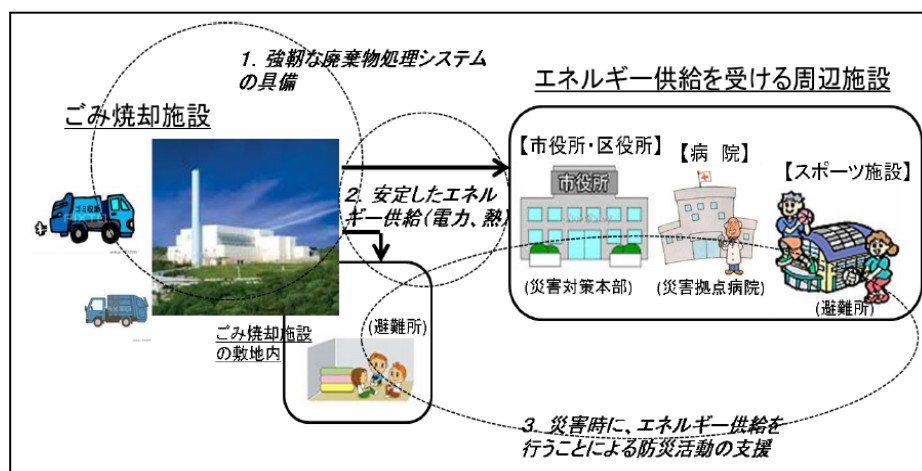
※平成26年9月20日施設整備地域連絡協議会資料より抜粋

10. 建築物等の耐震対策について

(1) 防災拠点となる廃棄物処理施設の要件

平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」では、災害対策を強化するため、「地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することとしています。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。」としており、これに即した地域の防災拠点となる廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）として整備することを提言します。

イメージを下図に示します。



(2) 建築物等の耐震対策について

新焼却施設及び新粗大・リサイクル施設に係るすべての建築物については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に規定される耐震安全性（表10-2及び表10-3参照）を考慮して設計・建設を行うものと考えています。

ごみ処理施設においては、災害時においても、自立起動・継続運転が可能であることや災害時であってもごみ焼却施設の稼働に伴い発生するエネルギー（電力、熱）を安定して供給できること等が求められており、さらに、運転員以外にも見学者など、多数の者が利用する施設のため、下記のとおり6号委員の意見を踏まえ、焼却施設と粗大・リサイクル施設の両施設における耐震安全性の分類を表10-1に示すとおり設定することとしました。

[専門部会で出された意見（6号委員より）]

ごみ焼却施設内の建物やプラント、各種設備や配管などは、基本的に直列のシステムで、どこがやられても、焼却作業が滞ることになるかと思えます。災害時には過去の地震災害からもわかるように、ごみ処理の需要が一時的に過大になることが予想され、できるだけ早く補修を終えて稼働体制に入らなければなりません。

構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類はよいのですが、配管系などの建築設備は乙類となっており、要素間でアンバランスが生じてしまいます。その意味では、ここで提案されている「乙類」ではなく、大きな補修をすることなく利用できるようにする「甲類」にすべきではないでしょうか。

表10-1 耐震安全性の分類の設定（案）

施設整備計画

部 位	分類	重要度係数
構造体	Ⅱ類	1.25
建築非構造部材	A類	-
建築設備	乙類	-

委員会（案）

部 位	分類	重要度係数
構造体	Ⅱ類	1.25
建築非構造部材	A類	-
建築設備	甲類	-



表10-2 耐震安全性の分類と目標

部 位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数
（基礎、梁、床など） 構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.50
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.00
（壁、天井など） 建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。また、機能停止が許されない室においては、要求される機能に応じた検討を行う。	-
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。	-
（配管配線など） 建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。	-
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。	-

表10-3 耐震安全性の分類と対象施設

分類	活動内容	対象施設	耐震安全性の分類			
			構造体	建築非構造部材	建築設備	
災害応急対策活動に必要な施設	伝達等のための施設	・災害時の情報収集、指令 ・二次災害に対する警報の発令 ・災害復旧対策の立案、実施 ・防犯等の治安維持活動 ・被災者への情報伝達 ・被保険衛生及び防疫活動 ・救護物資等の備蓄、緊急輸送活動等	・指定行政機関が入居する施設 ・指定地方行政機関のうち地方ブロック 機関が入居する施設 ・指定地方行政機関のうち東京圏、名古屋圏、大阪圏、及び大震災法の強化地域にある機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
		・指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類	A類	甲類	
	救護施設	・被災者の救護、救助及び保護 ・救急医療活動 ・消火活動	・病院及び消防関係施設のうち災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
・病院及び消防関係施設のうち上記以外の施設			Ⅱ類	A類	甲類	
避難所として位置づけられた施設	・被災者の受け入れ等	・学校、研修施設等のうち、地域防災計画において避難所として位置づけられた施設	Ⅱ類	A類	乙類	
全人命要確保及び施設特品の保安	危険物を貯蔵又は使用する施設	・放射能若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類	
		・石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	甲類	
	多数の者が利用する施設	・文化施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類	
その他		・一般官庁施設	Ⅲ類	B類	乙類	

(3) プラント設備等の耐震対策

地震発生時におけるごみ処理施設の機能確保を考え、プラント設備等についても建築物と同様に大地震発生時にも大きな補修を行うことなく稼働が可能な設計にすることとしました。


そのため、機器配管やダクト類の支持の耐震計算には、(社)日本電気協会発行「火力発電所の耐震設計規程」を基準とし、主要設備については、建築物と整合のとれた耐震力を確保するとともに、設備毎に設けられている基準を満足するものとしています。

諮 問 書

山北西企第6号
平成29年6月12日

山辺・県北西部広域環境衛生組合
新ごみ処理施設整備検討委員会
委員長 渡辺 信久 様

山辺・県北西部広域環境衛生組合
管理者 並 河 健



新ごみ処理施設整備に関する基本仕様書等の策定について（諮問）

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会設置要
綱第2条の規定により、下記の件について、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 新施設の基本仕様
(施設規模、環境保全基準、処理設備、啓発施設、煙突の高さ、
発電効率等)
2. 新施設の建設及び運営に係る事業手法

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備基本計画（平成29年3月策定）に基づき、山辺・県北西部広域環境衛生組合が設置運営する新ごみ処理施設（以下「新施設」という。）の基本仕様、新施設の建設及び運営に係る事業手法等について必要な事項を検討するため、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者（以下「管理者」という。）に答申する。

- (1)新施設の基本仕様（施設規模、環境保全基準、処理設備、啓発施設、煙突の高さ、発電効率等）
- (2)新施設の建設及び運営に係る事業手法
- (3)前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者から20名以内を持って組織し、管理者が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1)環境工学又は環境科学等に関する学識経験者 | 2名 |
| (2)ごみ処理技術に関する学識経験者 | 1名 |
| (3)施設設置地域住民の代表者 | 4名以内 |
| (4)各種団体の代表者 | 3名以内 |
| (5)一般公募（天理市） | 2名以内 |
| (6)その他管理者が必要と認める者 | |

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、1号委員から5号委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第3条第1項第1号、第2号及び第6号の委員の中から構成される施設整備にあたり施設規模、処理方式等の技術的な課題について検討するための専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長は、専門部会で検討した事項について、委員会に報告しなければならない。

(報償の額)

第8条 委員の報償は、日額8,800円とする。ただし、府県界を越えて会議又は専門部会に出席した委員の報償は、日額13,800円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、山辺・県北西部広域環境衛生組合において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会 委員名簿

区分	所属団体・役職等	氏名
1号委員 学識経験者 (2名)	大阪工業大学 工学部 教授	渡辺 信久
	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授	大下 和徹
2号委員 学識経験者(1名)	一般財団法人 環境事業協会 技術部 技術協力担当課長	赤木 肇
3号委員 地域住民代表者 (4名)	櫛本校区区長会 会長	尾関 正春
	山の辺校区区長会 会長	稲田 利也
	櫛本町六総区長会 代表	芦村 正司
	岩屋町区長	阪本 正敏
4号委員 各種団体代表者 (3名)	環境団体:NPO 法人環境市民ネットワーク天理 理事長	佐藤 孝則
	農業団体:白川溜池土地改良区連合 理事長	橋下 勝彦
	女性団体:天理市女性教育推進連絡協議会 運営委員	大中 由美
5号委員 一般公募 (2名)	一般公募	中井 敬治
	一般公募	松本 清一
6号委員 管理者が必要と 認める者	関西大学 特別任命教授 (地震・防災対策)	河田 恵昭
	京都大学 地球環境学堂 教授 (耐震設計)	清野 純史
	京都大学 防災研究所地震予知研究センター 教授 (測地学・地震学)	橋本 学
	関西大学 社会安全学部 准教授 (地盤・土質工学)	小山 倫史

委員長:渡辺 信久 副委員長:橋下 勝彦

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備検討委員会 専門部会委員名簿

区分	所属団体・役職等	氏名
1号委員 学識経験者 (2名)	大阪工業大学 工学部 教授	渡辺 信久
	京都大学大学院 地球環境学堂 准教授	大下 和徹
2号委員 学識経験者(1名)	一般財団法人 環境事業協会 技術部 技術協力担当課長	赤木 肇

新ごみ処理施設整備検討委員会開催スケジュール

日程	項目	主な議事次第	備考	
6月12日	第1回委員会	① 委員委嘱状の交付 ② 検討委員会の目的の説明(要綱の説明) ・専門部会の設置について ③ 検討委員会公開要綱(案)について ④ 委員長・副委員長の選出 ⑤ 諮問 ⑥ 組合設立から現在に至るまでの経緯の説明 ・広域組合のごみ処理状況・分別等について ⑦ 協議事項 ・検討委員会のスケジュール(案)について	ごみ処理基本計画及び施設整備基本計画について報告及び説明	
7月31日	第2回委員会	① 協議事項 ・環境保全目標 ・景観について ・防災・災害の対応について ・余熱利用の活用 ・付帯施設について	環境保全目標の説明及び意見交換 煙突高さ等の説明及び意見交換 耐震等の説明・意見交換 事例説明・意見交換 事例説明・意見交換	
8月30日	第1回専門部会	① 協議事項 ・施設規模・ごみ質 ・処理方式の検討 ・環境保全目標		
9月21日	第2回専門部会	① 協議事項 ・環境保全目標 ・景観について ・余熱利用の活用 ・防災・災害の対応について ・粗大・リサイクル施設について(2次破碎・VOC)		報告・意見反映
10月12日	第3回委員会	① 報告事項 ・処理方式及び施設規模・ごみ質 ・環境保全目標 ・景観について ・余熱利用の活用 ・防災・災害の対応について		報告・意見反映
11月29日	第4回委員会	① 協議事項 第3回委員会のまとめ 付帯施設の検討	意見交換	
1月		地元説明会の開催		
1月17日	第5回委員会	施設整備に関する基本仕様書(案)の修正及び承認		
2月1日～3月2日		パブリックコメント		
3月19日	第6回委員会	施設整備に関する基本仕様書(案)(答申案)の確定		
3月28日	-	施設整備に関する基本仕様書(案)について答申		